

平成 21 年 11 月 25 日

新たな回復基準・救済方策について（案）

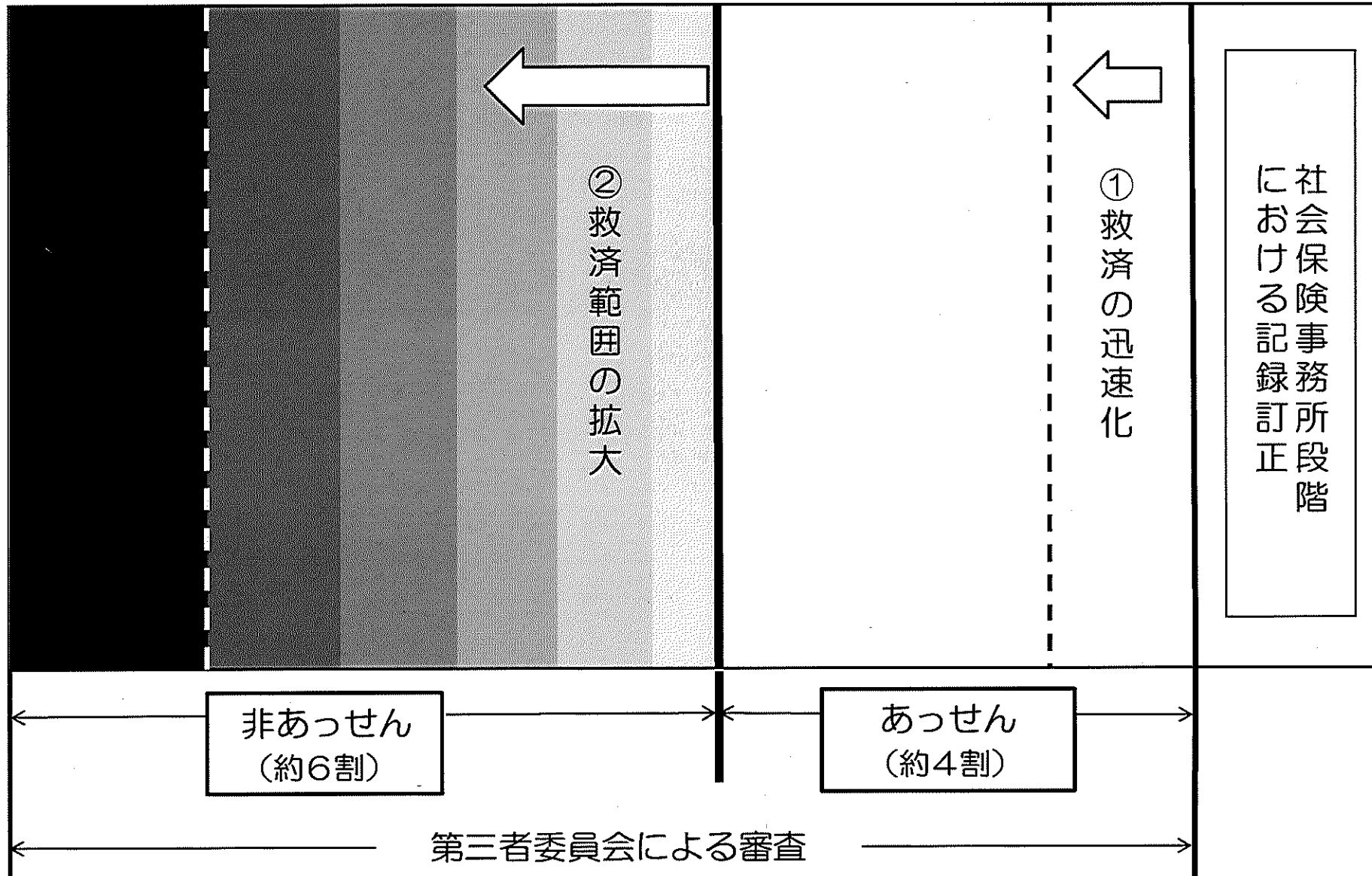
I 新たな回復基準・救済方策に係る当面の検討項目

- 1 国民年金
- 2 厚生年金
 - (1) 標準報酬遡及訂正事案 6. 9 万件
 - (2) 脱退手当金
- 3 名寄せ特別便
- 4 無年金者対策

II 新たな回復基準の考え方

- 新たな回復基準を設ける意義は、以下の二点が考えられる。
 - ① 救済の迅速化
 - ② 救済範囲の拡大
- 上記①、②それぞれについての概念図は、別紙のとおり。

新たな回復基準を設ける意義 (概念図)



1 国民年金

(考えられる回復基準案)

○ 下記の場合に、申立期間の保険料を納付していたものと認定する。

① 次のすべてに該当する場合

- ・ 現年度・過年度納付を問わず、申立期間が1年以内かつ1回
- ・ 申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間である
- ・ 申立期間以外に未納がない

〔→ 現行基準（別紙）と比較すると、過年度納付の申立てについても対象としている点で基準の緩和となる。〕

② 次のすべてに該当する場合

- ・ 現年度・過年度納付を問わず、申立期間が2年以内かつ1回
- ・ 申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間である
- ・ 申立期間以外に未納がない
- ・ 申立期間中に配偶者又は同居親族のいずれかが国民年金保険料を納付している

〔→ 現行基準（別紙）と比較すると、過年度納付及び申立期間2年以内の申立てについても対象としている点で基準の緩和となる。〕

○ 以下の場合には、上記の対象外とする。

- ・ 制度上納付が困難など明らかに不合理な申立ての場合
- ・ 基礎年金番号導入の平成9年1月以降の納付についての申立ての場合
- ・ 特例納付に係る申立ての場合

I 考え方

○ 上記の基準案に該当するものについて、第三者委員会において概ねあっせんされていることを前提に、第三者委員会の審議を経ず、社会保険事務所段階において記録訂正を行う。

II 留意点

○ 上記①及び②の基準案に該当する事案についての第三者委員会でのあっせん率は、それぞれ、98.3%、100%となっており、概ねあっせんされている状況にあるが、さらに①の基準案に係る非あっせん事例の分析をしておくことも必要か。

- 記録訂正の対象外としている「制度上納付が困難など明らかに不合理な申立ての場合」の具体的な内容を明確にしておく必要がある。

Ⅲ 関連データ ※ 数値については、第三者委員会で精査中

- 上記①の基準案に該当する事案（注1）に係る第三者委員会のあっせん状況（平成21年7月末現在）

	事案件数	あっせん件数	あっせん率
上記①の基準案	2,929件	2,879件	98.3%
(参考) 複数回含む	3,409件	3,250件	95.3%
(参考) 9年1月以降	76件	68件	89.5%

- (注1) 上記①の基準案に、申立期間の前後が厚生年金等に加入している事案を含めている。
- (注2) 「複数回含む」の事案とは、上記の基準案の要件から「かつ1回」の要件を除外したものである。
- (注3) 「9年1月以降」の事案とは、申立期間の全部又は一部が平成9年1月以降であるものであって、上記の基準案に該当するものである。

- 上記②の基準案に該当する事案（注1）に係る第三者委員会のあっせん状況（平成21年7月末現在）

	事案件数	あっせん件数	あっせん率
上記②の基準案	131件	131件	100.0%
(参考) 複数回含む	188件	183件	97.3%
(参考) 9年1月以降	2件	1件	50.0%

- (注1) 上記②の基準案に、申立期間の前後が厚生年金等に加入している事案を含めている。
- (注2) 「複数回含む」の事案とは、上記の基準案の要件から「かつ1回」の要件を除外したものである。
- (注3) 「9年1月以降」の事案とは、申立期間の全部又は一部が平成9年1月以降であるものであって、上記の基準案に該当するものである。

- 特例納付に係る申立て事案に係る第三者委員会のあっせん状況（平成21年7月末現在）

	事案件数	あっせん件数	あっせん率
～12月	191件	149件	78.0%
13月～36月	394件	229件	58.1%
37月～60月	564件	242件	42.9%
61月～99月	627件	192件	30.6%
100月～	686件	164件	23.9%
合計	2,462件	976件	39.6%

(参考) 現行基準(別紙)による社会保険事務所段階での記録訂正の件数内訳(平成21年9月末現在)

① 申立内容に対応する確定申告書(控)があるもの	14件(2%)
② 申立内容に対応する家計簿があるもの	15件(2%)
③ 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録があるもの	5件(1%)
④ 現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間(1年以内で一つの期間)であり、かつ納付を認める積極的な事情があるもの	646件(95%)

IV 法的措置か運用上の措置か

- 社会保険事務所段階での記録訂正という運用上の措置により対応することが基本。

平成20年4月28日
社 会 保 険 庁

第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進について

社会保険庁においては、平成20年3月27日の年金記録確認中央第三者委員会の決定を踏まえ、下記の国民年金に係る申立ての場合については、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、本日、地方社会保険事務局に通知を発出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 申立内容に対応する確定申告書（控）がある場合
申立期間全体に対応する当時の確定申告書（控）がある場合であって、当該申告書（控）の社会保険料控除欄に「国民年金」として記載されている金額が実際に必要となる金額と一致しているもの。
2. 申立内容に対応する家計簿がある場合
申立期間を含む1年以上の当時の家計簿がある場合であって、当該家計簿に記載されている金額が実際に必要となる金額と一致しているもの。
3. 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある場合
4. 現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間であり、かつ納付を認める積極的な事情がある場合
申立期間が1年以内、かつ1期間の場合であって、申立期間以外の国民年金の加入期間に未納がなく、配偶者が申立期間と同期間の保険料を納付しているなど、当時、申立人が保険料を納付していたと考えられる事情があるもの。

ただし、以下の場合には、上記記録訂正の対象外とする。

- ・ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合
申立期間の全部又は一部が未加入期間である場合、申立人が納付したと主張する時期は、時効により納付することができない時期である場合など
- ・ 平成9年1月以降の納付についての申立ての場合

2 厚生年金 (1) 標準報酬遡及訂正事案 6.9 万件

(考えられる回復基準案)

- 次の①から④のすべてに該当する場合に記録回復を行う (別紙参照)。
 - ① 次の3条件のすべてに該当する事案である (6.9 万件該当)。
 - ・ 標準報酬月額を引き下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ・ 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
 - ・ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
 - ② 本人が、「従業員」であって、遡及訂正された記録が「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「事業主等からの説明に同意している事実なし (社会保険事務を自ら担当し関与していた事実なしの場合を含む。)」と回答。
 - ③ 雇用保険記録又は法人登記簿謄本により「従業員」であったことを確認できる。
 - ④ 社会保険事務所において、適正な処理であったことを示す書類等は確認できない。

I 考え方

- 上記の案に該当するものについて、第三者委員会において概ねあつせんされていることが確認されることを前提に、第三者委員会の審議を経ず、社会保険事務所段階において記録訂正を行う。

II 留意点

- 本人から申立てを受ける際に、「申立内容が事実と相違ない」旨、及び「今後事業主等への調査を行う場合があり、その調査等により、仮に申立内容が事実と相違することが判明した場合には、年金の増額分の返還を求める」旨を記載した申立書に署名していただくこととしてはどうか。
(モラルハザードの抑止の観点からの「告発等の措置をとらざるを得ない場合もある」といった記載までは必要ないのではないか。)
- モラルハザードの抑止の観点から、故意により事実と反する虚偽の申立てをしたことが判明した場合には、増額された年金の返還を求めることに加え、手数料などの名目で新たにペナルティを課することが考えられるか。

(注) 現行の厚生年金保険法第40条の2、第87条、第89条により、偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者に対しては、不正受給の日の翌日から年14.6%の延滞金を課することができる。

- 新たに事業主等への調査を一律に行うこととはしないが、既に当該社会保険事務所で事業主等への調査を行っており、事業主等が事実と相違ない旨の証言をしている場合は、本人が上記署名を行う前に、そのことを伝えることとしてはどうか。
- 第三者委員会において既に「訂正不要（非あつせん）」と判断された事案について、再度の申立てがあつた場合には、社会保険事務所段階での記録訂正の対象とせず、第三者委員会に再送付することとするか。

III 関連データ

- 2万件戸別訪問調査において、「従業員」であり「事実と相違あり」かつ「訂正の意思あり」と回答された方の事案であつて、第三者委員会で判断されたものの状況

(平成21年7月末までに第三者委員会に送付した事案について、9月4日現在の状況を整理したもの。)

第三者委員会で判断された件数	232件(100%)
うち、あつせんされた件数	206件(89%)
うち、非あつせんとされた件数	26件(11%)(※)

※ 第三者委員会の分析によれば、上記26件の内訳は次のとおり。

①申立人が実際には取締役(事業主・役員)であつた事案	11件
②申立人が取締役(事業主・役員)ではないが、実質上事業所を代表して社会保険事務を担当していたと認められる事案	5件
(ア)うち、申立人の証言等により判断したもの	(2件)
(イ)うち、事業主、同僚等の証言を聴取して判断したもの	(3件)
③遡及して事実即した報酬改定等を行った可能性があるとして認められる事案	5件
(ア)うち、申立人の証言等により判断したもの	(0件)
(イ)うち、事業主、経理担当者、社労士等の証言を聴取して判断したもの	(5件)
④入力ミスを事後に是正したと認められる事案	5件

IV 法的措置か運用上の措置か

- 社会保険事務所段階での記録訂正という運用上の措置により対応することが基本。
- モラルハザードの抑止の観点から、現行の延滞金に加え、新たに手数料などを課する場合は、法的措置が必要と考えられる。